

【各論】

『諫懲後正』と『土芥寇讎記』におけるの

「出頭」・「出頭人」の位置

望月良親

はじめに

本稿では、『諫懲後正』および『土芥寇讎記』の記述から「出頭」・「出頭人」の位置を探っていくことを目的とする。

「出頭」・「出頭人」は、その人の「一器量」に権威があったわけではなく、背後に控えた主人に権威があり、「出頭」・「出頭人」は自ら光を発するのではなく、主人の光を受けて輝く存在に過ぎなかったとされる。例えば、家康の「出頭人」として権勢を誇った本多正純の場合も、元和8年（1622）には2代將軍の秀忠により改易をされ、秀忠の子飼いの腹心といえる土井利勝らが権勢を誇るようになっていく¹⁾。また、「出頭人」らが担った機能の範囲は、あらかじめ定められたものではなく、その人物の能力に従って広く狭くなりもしたのであった。だが、3代將軍家光治世の寛永15年（1638）の幕政機構の改革により、幕政運営の原理は「出頭人」のような「人」ではなく、老中・若年寄・町奉行といったような「職」へと転換していったのである²⁾。

以上のような視点を踏まえて、元禄3年に成立した『土芥寇讎記』、元禄14年に成立した『諫懲後正』の2書から当該期における「出頭」・「出頭人」の語義や「出頭人」の位置付けを行っていききたい。そして、2書の違いも検討していきたい。

まず、『土芥寇讎記』および『諫懲後正』から「出頭」・「出頭人」という語が記載されている大名を上げてみよう。『土芥寇讎記』では、9 松平加賀守菅原綱紀・10 松平陸奥守藤原綱村・35 小笠原遠江守源忠雄・44 本多下野守藤原忠平・63 松浦吉岐守源任・72 浅野内匠頭源長矩・90 内藤紀伊守藤原信勝・92 井上中務少輔源正任・99 津軽越中守藤原信政・131 小出伊勢守藤原英利・218 加藤右京藤原泰忠の11の大名である。『諫懲後正』では、『土芥寇讎記』より大分少なく、5 加賀宰相菅綱紀・7 松平陸奥守藤原綱村・94 有馬左衛門左藤原清純の3大名である。（第一表参照）

一 『土芥寇讎記』における「出頭」・「出頭人」

9 松平加賀守菅原綱紀

綱紀は、「大名性格の項」においては「誠ニ有道ノ將ト世以褒美ス」という様に善將として評価されている。

奸曲邪欲ノ出頭人且ツ御為者出来シ、利欲ノ儀ヲ欲メ、損益得失ノ事ヲ諫ム。惣テ悪ニハ進ミ安ク、欲ニハ趣キ安キ物故、綱紀心引カレ、昔之心ヲ忘レ、利勘利徳ニ心付ケル程ニ、諸事卑劣ノ事多シ。上ニ好ム所学ブ之ヲ習、近習ノ諸役人迄利徳ノ事ヲ考へ、得分ヲ付奉公トシ、主人ノ心叶ハント思フ故ニ、諸事買物等ニ至ル迄、手ノ悪敷事多クシテ、世上ノ人ノ誹リヲ主君ニ受クル。誠ニ拙ク浅増シキ事也。

けれども、「奸曲邪欲ノ出頭人且ツ御為者出来シ」故に、綱紀は「心引カレ、昔之心ヲ忘レ」てしたとある。このように、出頭人・御為者により綱紀は以前とは違い「諸事卑劣ノ事多シ」という状態になつてしまった。「謳歌評説の項」でも、同様の事が記述されており、具体的な例として、大部の「珍シキ記録」があつたときは、以前ならそれを買取っていたが、近年では出頭人・書籍預りの役人らが、「筆拵」を雇い写してしまうというが記されている。このことは、「小利ヲ以御為ト思ヒ、主君ノ悪名ヲ世上ニ披露ス」とあり、悪い評価

がくだされている。一方、前田対馬という先代の利常以来の家老の評価は反対である。元禄2年に金沢城下が火事の為に士民が困窮していた時に、士民らが拝借願を出して来た。その時、綱紀は江戸に居たので、江戸の綱紀に窺うべきであると老臣は評定したが、前田対馬は今回は火急のことであるので窺う必要はなく、もし落度になるならば、切腹するといひ、拝借願を聞き入れた。このことは、綱紀が大いに褒め、『土芥』の評者も良い評価を与えている。「奸曲邪欲ノ出頭人」・「御為者之出頭人」は悪く描かれていることがわかる。

10 松平陸奥守藤原綱村

綱村は、「謳歌評説の項」では、「今善将ノ聞アレバ、一入敬アルベキ事ニヤ」というように、善将であると評価されている。だが、「今善将：」というように、以前は善将ではなかった。

唯近臣出頭人ノ善悪ヲ能ク知ルヲ、主将ノ第一トス。若キ主将ニ悪クニ成ルハ、出頭近習ノ奸曲邪佞ヨリ起ル。：唯近習ニハ、正直ニシテ不偽ラ不ル詔ハ者且ツ有道ノ輩ヲ撰ビ置ニハ不如。：綱村、以前少々女色ニ付テ悪名ノ沙汰アリシモ、畢竟近臣出頭人ニ有道ノ者ナク、奸曲ノ輩アリシ故也ト、謳歌之節アリシ。今善将ノ聞アレバ、一入敬アルベキ事ニヤ。この史料のように、綱村は若いころは「有道ノ道ナク、奸曲ノ輩アリシ」近臣出頭人により、「悪名ノ沙汰」があったとしている。綱村も前田綱紀と同様に、出頭人により将としての評価が変化していることがわかる。

35 小笠原遠江守源忠雄

まず、次の史料を見てみよう。
今遠州ノ代ニ成、家人ノ中ニ佞人・奸人少々出来シテ、家老・出頭ニ取り入、家中ノ善悪取沙汰シ、老臣・出頭人ヲタブラカシ、其ノ身ノ立身ヲノミ欲スル故ニヤ、取間鋪者ハ思ノ外立身シ、古老旧好之輩ハ、少々浪人スト有リ沙汰。遠州取り分け好

色ナルモ、是皆奸人共ノ所為タルヨシ也。此ノ将、正直ニシテ、穩和ナル天性ト沙汰アレバ、善将也。老臣ニ智有テ、真実忠義ノ志シ有ル人有テ、其ノ理ヲ説キ諫メバ、必ず良将共成リ給フベキ者ト云リ。

この史料によると、家臣の中に佞人・奸人が出てきて、老臣や出頭人を欺き、立身しようとする姿がうかがえる。この中では、出頭人は悪い評価はくだされていない。また、老臣に智があれば、忠雄も良将になれるとしている。

44 本多下野守藤原忠平

忠平の項では、「御老中・御出頭人衆、其ノ外四十八鷹之類迄ニ、勤メ不怠タラ。故ニ世人ノ手足ノ詔ヒ人ト沙汰ス。」といったように、出頭人は老中と並び、悪い評価はくだされていない。

63 松浦耆岐守源任

任の項では、父の鎮信が、「御老中・出頭衆へ諂諛之躰、軽忽ニ見苦シト、世之誹リアリシ。」という様に、老中とならび出頭衆へ諂うことは、見苦しいことであつて、世間の非難をあびたとしている。ここでも出頭衆（出頭人）は悪く描かれていない。

72 浅野内匠頭源長矩

「奸曲ノ諂イ者」が、「主君ノ好ム所ニ随テ、色能キ婦人ヲ捜シ求テ出」して、「出頭立身」したとされ、出頭立身すること自体は悪ではない。以下の内藤信勝の事例も同じである。

90 内藤紀伊守藤原信勝

「奸ニシテ邪欲ノ輩」が、「民ヲ貪リ、士ヲ奪ヒ、利ヲ与フル事」をした。そして、信勝はこれを「生得欲深キ故、是ヲ忠臣と思ヒテ」、彼らを「出頭立身」させた。

92 井上中務少輔源正任

「家人ヲ仕フニ、好悪有テ稠シク、一花ニシテ、今日ノ出頭、明日ヲアヤブム。」といった様に「出頭」という言葉自体に悪い評価はくだされていない。また主君により「出頭」の位置が決められていることがうかがえる。

99 津軽越中守藤原信政

家老ニ新参者ヲ取り立、授クルニ大禄ヲ一事モ、遠慮ナシ。世上ノ批判ハ、家二人ナキト見ヘタリト評ス。次ニ家老玄蕃、同將監トモニ悪人也。就中、玄蕃奸曲邪智ノ小人也。主君ニ欲ヲ勸メ、己ガ威ヲ振ヒ、傍輩ヲ家人ノ如ク悩マス。故ニ此ノ家ヲ望ム浪人ナシ。：君ノ傍ニアル家老出頭人ノ奸曲邪智ナルハ、国家ノ人喰狗也。玄蕃如キノ猛狗ヲ除ラレバ、家中静ナルベシ。と、あるように家老玄蕃・将監は悪人であり、「君ノ傍ニアル家老出頭人」が「奸曲邪智」であるのは、「国家ノ人喰狗也」であり、家老出頭人次第で、家中の様子が変わってしまうとある。

131 小出伊勢守藤原英利

ここでは、出頭人の権威の根拠が書かれている。必ズ家老奢リ、且ツ諸役人ニ奸曲ノ輩アレバ、己レガ威ニ募、自由ヲ働キ、家民ヲ苦メル事、：君ノ側ニ有ル出頭人、或ハ政ヲ取ル家老・諸役人、奸人ナレ共、君ヲ恐ル、故ニ、件ノ小人ヲモ貴也。奸人ヲ不知、家老出頭役人トシテ威ヲ振スルハ、畢竟主君ノ越度、人ヲ不知故ナルベシ。すなわち、権威があるのは主君の側にいるからであり、主君を恐れる故に生じるものであった。家老・出頭役人が奸人であることを知らず、その権威を振りかざしてしまうのは主君の落度であるとしていて、出頭人は主君の意向により、権勢を誇ることを許された存在であった。

218 加藤右京藤原泰忠

美少人ヲ愛スル所ハ、不善ナルニ、渠ヲ出頭サセ、彼ノ讒言ヲ用ヒテ罪ヲ定ル事、誠ニ名將善智之人ノセザル所也。：主人モ疑ヒ出来スル処へ、讒言スレバ、能ク聞入ル也。：讒言ヲバ誠メズンバ、アルベカラズ。然ルニ、渠ヲ寵愛スルヲバ、愚悪之闇將トス。

美少人が讒言することが問題ではなく、出頭させ主人も疑わさずから、讒言するということが問題なのである。このことは、出頭が悪なのではなく、讒言の方法が問題であるということを示している。

以上、『土芥寇讎記』に記述されている「出頭」・「出頭人」という文言に注目して検討してきた。以下、この中で分かったことをまとめる。①「出頭」・「出頭人」という語自体に悪い評価はない。問題なのは、その「出頭人」が「奸曲邪智」・「有道ノ道ナク、奸曲ノ輩」であったりすることであり、「出頭」自体に問題はないとしている。②「出頭」・「出頭人」は主君の意向により、その立場が決められている。③「家老・出頭」・「老中・出頭人」といったように、家臣団の中では中核的位置を占めていることが窺え、出頭人は主君の側にいることが認識されている。

二『諫懲後正』における「出頭」・「出頭人」

『土芥寇讎記』でも「出頭」・「出頭人」の記述がみられた前田綱紀と伊達綱村の事例から検討していく。

5 加賀宰相管綱紀

綱紀本文ノ旨ニ任スル寸ハ大善將ナレトモ、近年兒小性アガリノ用人ニ多賀信濃ト云モノ出頭盛ニシテ古法ヲ改メ旧臣等ノ命ニ背キ御為ト称シ種々ノ所行不宜ヲ起ス、故ニ家國ノ政法キビシク、儉約専ラニシテ万民君ノ所ニ忠臣義士出テ押之古ヘノ

如ク国家穩カニ安堵ノ事ヲ願ヒシトナシ、然レハ善モ惡ニ移リ惡モ亦善ニナル、是皆本心乱ルノ故ナリ能々慎ミアルヲ以良將善將ノ誉レアルヘキ也

以前は小姓であった用人多賀信濃の出頭が盛んであり、昔の法を改め、旧臣の命じに背き、「御為」と称し様々なよくないことを行った。

7 松平陸奥守藤原綱村

其比ヨリ専ラ出頭盛ンナリシ家来ニ古内造酒助重直ト云者：所行不義不道ヲ起シ、主君ノ寵愛ニ乗シ己ガ愚意ニ任セ様々ノ悪行ヲ勸メ：綱村先祖ノ連枝伊達安藝重宗：彼造酒助ガ所行、亦ハ大寶ガ諫メ一々書留、先大寶ヲ追出シ、其後造酒助ヲ押込ント欲シ、身命ヲ抛テ数ヶ條ノ一巻ヲ差出シ、頻リニ綱村ヲ諫メ、紋（ママ）ニ造酒助ヲ押籠：家中安堵ノ思ヲナストナン

古内造酒助重直が出頭盛んであり、主君の寵愛により、愚意により悪行をつくした。だが、親族の伊達安芸守重宗により、古内造酒助重直は押込められた。古内造酒助重直は、主君の寵愛により出頭できたことが確認できる。

94 有馬左衛門左藤原清純

小性立ノ者後ニハ有馬四郎右衛門尉義長ト称シ出頭盛ンニ募リ日々奢リ多ク国家ノ政務我意ニ任セ一切ノ事君ノ御為ト号シ悉ク百姓等ヲ貪リ奪取ヲ奢リ費ス、故ニ段々百姓大ニ困窮セシメ地頭ヲ恨ミ疎ンテ過半談シ合、永純領内ヲ避テ他領ニ移リ山林ニ住ス時其領主城主ヨリ断リ来テ遂ニ上聞ニ達スルノ間、公義御僉儀ノ上永純旧領トイエトモ不義ノ行跡ニ依テ不届ノ旨ヲ蒙リ所替仰付ラル、：扱彼惡逆無道ノ四郎右衛門常々不調法ナル仕置仕リ国家騒乱致サセ不届ナリトハ遂ニハ切腹申付ラレシトナシ、是等ノ事永純行跡正シキニモ不有歟危キ難モ此節ナリシト世人批判ハ尤ナリ、其後永純驚キ心身慎ミ家國ノ政道自ラ是

ヲ沙汰シ公勤猶不怠、尤世間ノ出会繁ク老中廻リ他ニ過ル程ナリト云云

小姓であった出頭盛んな有馬四郎右衛門の政務により、所替（日向延岡→越後糸魚川、元禄4年10月）。のち越前丸岡、元禄8年5月）を公儀より命ぜられる。「惡逆無道ノ四郎右衛門」は切腹を命ぜられる。その後は永純は政治を怠らないようになった。「家中ノ仕置近年宜シ」というように「出頭人」が取り除かれることにより、政治がよくなり、「出頭人」は悪であると考えられる。

以上から『諫懲後正』の「出頭」・「出頭人」の検討から判明したことをまとめる。①「出頭人」は、主君の寵愛により取り立てられる。②「出頭」という語自体に悪い評価が含意されている。これは、『土芥寇讎記』では、「奸曲邪欲ノ出頭人」というような「出頭人」という言葉に形容詞がついている場合や、ただ単に「出頭」という言葉だけの時がある（後者の場合、出頭に関する評価はなし）。一方、『諫懲後正』では「出頭」という言葉だけで、他に説明の文言はなく出頭が盛んであることよって、仕置が乱れ、その「出頭人」を除くことにより仕置がよくなる。このことから、『諫懲後正』の場合「出頭」という言葉自体に否定的意味が含まれていると考えられる。

おわりに

以上のように、『土芥寇讎記』・『諫懲後正』のそれぞれの「出頭」・「出頭人」の位置を考察してきた。最後に、両書の比較、元禄期の「出頭」・「出頭人」の特徴を考察しておわりにとしたい。

まず、両書ともに言えることは、「出頭」・「出頭人」は主君の寵愛に裏付けられて存在できるものであるということである。これは、寛文期以前の状況と全く同じ構造であるということが指摘できる。両書の違いとしては、「出頭」・「出頭人」と語の持つ意味の違いである。『土芥寇讎記』では、既述の通り「出頭」・「出頭人」という語自体には善悪の評価は含まれていない。しかし、『諫懲後正』では、

「出頭」という語自体にマイナスの評価が下されていることが分かる。これは、この両書が作成された时期的な差であるか、それとも両書の作成者の認識の違いによるかは今のところは判別しがたく、この違いの要因は『諫懲記』や『武家堪忍記』の比較を通して明らかにしていきたいと考える。だが、『土芥寇讎記』でも決して「出頭」・「出頭人」に良い評価はくだされていない。前田綱紀の事例でも見たように、出頭人は悪く、古くからの家老たちは良いといったような状況である。このように大きな流れでみていくと、「出頭」・「出頭人」というのは幕藩官僚制の確立にともない否定されていく存在であった。このように元禄期にも「出頭」・「出頭人」と呼ばれる者が存在していた。寛文期以前の「出頭」・「出頭人」と職務内容などと、どのように違うのかというのは今後のおおきな課題である。

【注】

- (1) 高木昭作『日本近世国家史の研究』(1990年、岩波書店)
 (2) 藤井讓治『江戸時代の官僚制』(1999年、青木書店)

第一表「出頭」「出頭人」の記述がある大名一覧

1	『土芥寇讎記』	『諫懲後正』
2	9 松平加賀守菅原綱紀	5 加賀宰相管綱紀
3	10 松平陸奥守藤原綱村	7 松平陸奥守藤原綱村
4	35 小笠原遠江守源忠雄	
5	44 本多下野守藤原忠平	
6	63 松浦壱岐守源任	
7	72 浅野内匠頭源長矩	
8	90 内藤紀伊守藤原信勝	
9	92 井上中務少輔源正任	
10	99 津軽越中守藤原信政	
11	131 小出伊勢守藤原英利	
12	218 加藤右京藤原泰忠	
13		94 有馬左衛門左藤原清純